



福県医発第0307号(地)

平成27年 4月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

山口県男性不妊治療費助成事業実施要綱の策定について

山口県では、平成27年度より、新たに男性不妊治療費について一部助成を行うこととされ、「山口県男性不妊治療費助成事業実施要綱」を策定された旨、別添のとおり山口県健康福祉部より通知がありました。

制度の概要については、下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

また、当該治療にかかる助成金の申請には、医療機関における証明書の添付が必要とされておりますが、事業の円滑な実施のため、証明書記載に係る文書料の無料扱いについて貴会会員へご協力いただきますよう併せて周知方よろしくお願いいたします。

記

<制度の概要>

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の一環として行う、精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）等採精手術（保険適用外）の治療費について、1回につき上限10万円を助成

- ・山口県内に住所を有する法律上の夫婦
- ・夫婦の前年の所得の合計が730万円未満
- ・特定不妊治療費助成金の申請と併せて申請した場合に助成
- ・特定不妊治療費助成事業の指定医療機関（指定医療機関の紹介等により男性不妊治療を実施する医療機関を含む）で行う治療が対象

平成 27 年 (2015 年) 3 月 30 日

公益社団法人福岡県医師会長 様

山口県健康福祉部長



山口県男性不妊治療費助成事業実施要綱の制定について (通知)

母子保健事業の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当県では、平成 27 年度から、新たに男性不妊治療費について一部助成を行うこととし、別添のとおり「山口県男性不妊治療費助成事業実施要綱」を制定しました。

つきましては、本事業の趣旨を御理解いただき、事業の実施について、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、当該治療にかかる助成金の申請には、医療機関における証明書を添付することとしておりますが、事業の円滑な実施のため、証明書記載に係る文書料の無料扱いについて、御協力いただきますようお願いいたします。

<制度の概要>

特定不妊治療 (体外受精・顕微授精) の一環として行う、精巣内精子生検採取法 (TESE)、精巣上体内精子吸引採取法 (MESA) 等採精手術 (保険適用外) の治療費について、1 回につき上限 10 万円を助成

- ・ 山口県内に住所を有する法律上の夫婦
- ・ 夫婦の前年の所得の合計が 730 万円未満
- ・ 特定不妊治療費助成金の申請と併せて申請した場合に助成
- ・ 特定不妊治療費助成事業の指定医療機関 (指定医療機関の紹介等により男性不妊治療を実施する医療機関を含む) で行う治療が対象

※平成 27 年 4 月 1 日から、健康増進課母子保健・感染症班の母子保健業務が、こども・子育て応援局 こども政策課保育・母子保健班に移管されます。

健 康 増 進 課 母子保健・感染症班 担当 伊藤 TEL 083-933-2947 FAX 083-933-2969

山口県男性不妊治療費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内に住所を有し、不妊治療のうち、男性不妊治療を受けている夫婦に対して、男性不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 対象者は、次の各号のすべてに該当するものをいう。

- （1）法律上の婚姻をしている夫婦
- （2）申請日に、県内に住所を有している夫婦
- （3）県が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受けた夫婦
- （4）指定医療機関（指定医療機関の紹介等により男性不妊治療を実施する医療機関を含む）において男性不妊治療を受けた夫婦
- （5）特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
- （6）夫及び妻の前年の所得（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得について、同令第3条に規定する計算方法により算出した額をいう。以下同じ。）の合計額（1月から5月までの申請については前々年の所得の合計額をいう。）が730万円未満の夫婦
- （7）山口県特定不妊治療費助成事業又は下関市が実施する特定不妊治療費助成事業（以下「特定不妊治療費助成事業」という。）と併せて助成金の申請を行い、特定不妊治療費の助成を決定された夫婦

（対象となる治療等）

第3条 助成の対象となる男性不妊治療とは、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）又は精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術等とする。

（助成の範囲）

第4条 県は、対象者が負担した特定不妊治療に要する費用から、特定不妊治療費助成事業で支給された助成額を控除し、男性不妊治療に要する費用に対して、1回の治療につき10万円を限度に助成する。

2 助成回数及び期間は、特定不妊治療費助成事業の規定を適用する。

（助成金の申請等）

第5条 この要綱により、男性不妊治療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口県男性不妊治療費助成事業申請書（以下「申請書」という。）（別記第1号様式）を、その住所を有する市町又はその市町を管轄する健康福祉センターを経由して知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、山口県男性不妊治療費助成事業受診等証明書（別記第2号様式）を添付しなければならない。
- 3 前項の申請書は、特定不妊治療の助成金の申請書と併せて提出しなければならない。
- 4 前項の申請書は、特定不妊治療が終了した日の属する年度の末日までに提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は除く。
- 5 知事は、前項の申請書を受理した場合において、速やかにその内容の審査を行い、助成の可否について、申請者に通知する。

（男性不妊治療費の返還等）

第6条 知事は、偽り、その他不正な手段により男性不妊治療費の助成を受けた者があるときは、その者から、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

山口県男性不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり男性不妊治療費の助成を申請します。

記

	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	
夫	()		昭和・平成	年 月 日(歳)
妻	()		昭和・平成	年 月 日(歳)
住所(※1)	〒 電話 ()			
住所(※2)	〒 電話 ()			
申請者氏名 _____ 印 _____ 印 (夫及び妻が記名押印) 申請金額 金 _____ 円 平成 年 月 日 山口県知事 様				
振込先	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店(支所) 農協 出張所		
	預金の種類	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人	
	口座番号	右詰記入		
申請受理年月日		(承認・不承認) 決定年月日		
受給者番号				

注)太枠の中をご記入ください。

※1:夫婦の住所を記入する。

※2:夫婦の住所が異なる場合に記入する。住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。

(添付書類) 山口県男性不妊治療費助成事業受診等証明書(領収書添付)

別記第2号様式

男性

受給者番号

平成 年 月 日

山口県男性不妊治療費助成事業受診等証明書

(山口県知事)

様

(医療機関)

住所

名称

主治医氏名

印

電話番号

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療に至る過程の一環として、男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

記

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

(ふりがな)	()	()
受診者氏名	夫	妻
受診者生年月日	昭和・平成 年 月 日(歳)	昭和・平成 年 月 日(歳)
今回の治療期間※1	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
領 収 金 額	[今回の治療にかかった金額合計 ※保険外診療に限る] 領収金額 円 (領収書は裏面添付又は別添可)	
実施医療機関の名称及び所在地※2		
特 記 事 項		

※1) 治療期間については、精巣内精子生検採取法(TESE)等を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。

※2) 受診証明書を作成した医療機関と実施医療機関が異なる場合に記載してください。

- 当事業の助成対象となる治療は、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)または精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術等であり、保険外診療のものに限ります。
- 当事業の助成対象となる医療機関は、特定不妊治療費助成事業指定医療機関及び同医療機関からの紹介等により、上記の男性不妊治療を実施した医療機関です。
 - 例1: 指定医療機関Aで採卵、採精、胚移植を行ったケース
 - 例2: 指定医療機関Aで採卵、指定外医療機関Bで採精し、Aで胚移植を行ったケース
- 特定不妊治療費が助成の対象とならなかった場合は、この男性不妊治療も助成の対象となりません。